



常総市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年10月20日

常総市長 神達岳



- 1 変更する都市計画の種類
石下都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 第一種住居地域
 - ア 追加する部分
常総市新石下字柳原の一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下
 - (2) 第二種住居地域
 - ア 追加する部分
常総市新石下字仲の町の一部、字柳原の一部、字砂田の一部及び字妙見の一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下
 - (3) 近隣商業地域
 - ア 追加する部分
常総市新石下字仲の町の一部、字柳原の一部、字砂田の一部及び字高島の一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60パーセント以下、容積率200パーセント以下
- 3 縦覧場所
常総市都市建設部都市計画課

石下都市計画用途地域の変更(常総市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(常総市)

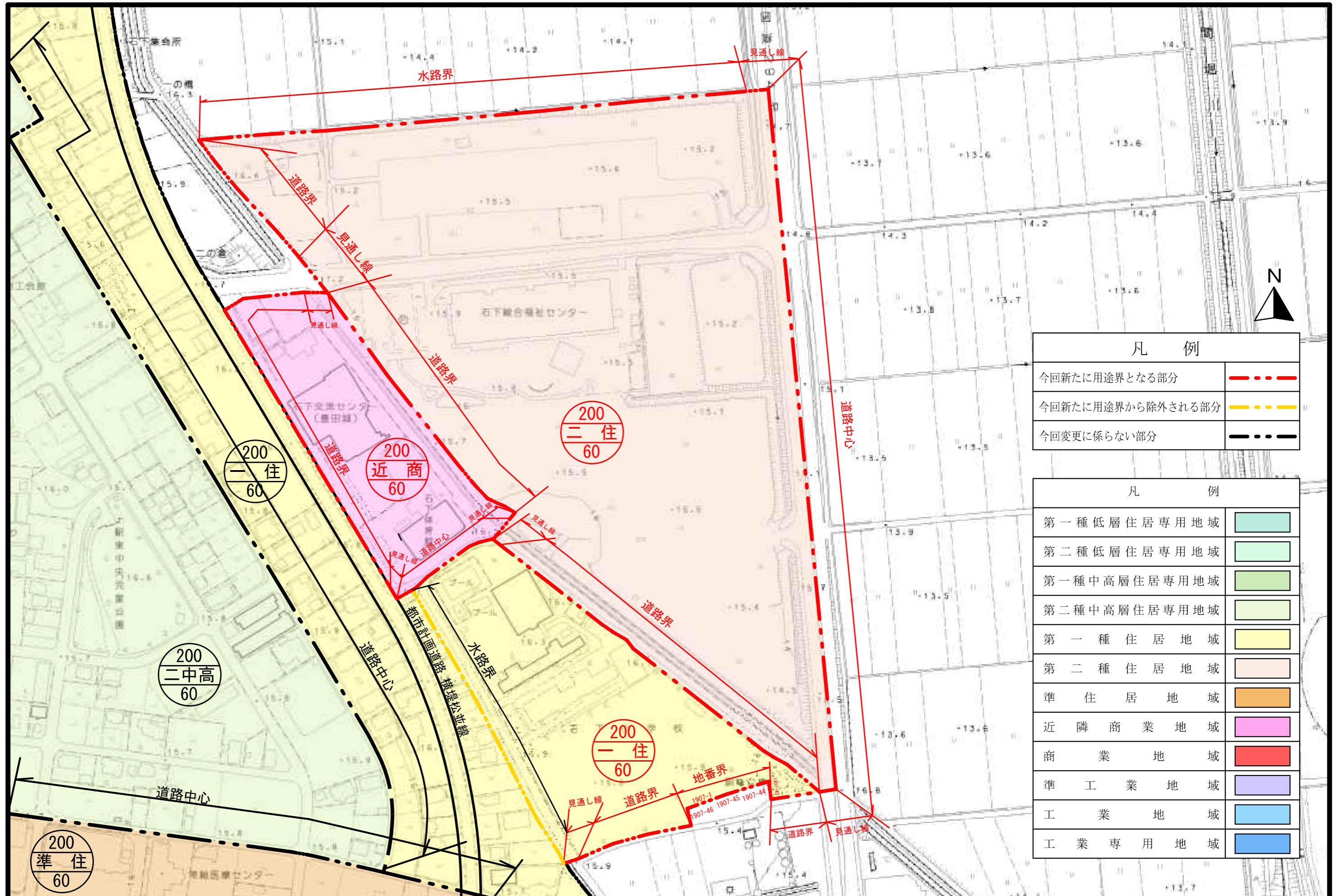
種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 9.8 ha	10/10 以下	5/10 以下	-	10 m	-	割合
小 計	約 9.8 ha						約 5.0%
第二種低層住居専用地域	約 - ha	-	-	-	-	-	
小 計	約 ha						約 0.0%
第一種中高層住居専用地域	約 6.5 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 6.5 ha						約 3.3%
第二種中高層住居専用地域	約 17 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 17 ha						約 8.6%
第一種住居地域	約 23 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 23 ha						約 11.6%
第二種住居地域	約 103 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 103 ha						約 52.1%
準住居地域	約 14 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 14 ha						約 7.1%
田園住居地域	約 - ha	-	-	-	-	-	
小 計	約 ha						約 0.0%
近隣商業地域	約 1.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 9.0 ha	20/10 以下	8/10 以下				約 5.5%
商業地域	約 7.4 ha	40/10 以下	8/10 以下	-	-	-	
小 計	約 7.4 ha						約 3.8%
準工業地域	約 6.0 ha	20/10 以下	6/10 以下	-	-	-	
小 計	約 6.0 ha						約 3.0%
工業地域	約 - ha	-	-	-	-	-	
小 計	約 ha						約 0.0%
工業専用地域	約 - ha	-	-	-	-	-	
小 計	約 ha						約 0.0%
合 計	約 197 ha						100.0%

[種類, 位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

既存の公益施設の環境維持と生活利便機能及び賑わい機能の計画的な誘導を図り, 日常生活を支援する拠点を形成するため, 用途地域を変更するものである。

石下都市計画 用途地域計画図（新石下東部地区）



凡 例	
今回新たに用途界となる部分	
今回新たに用途界から除外される部分	
今回変更に係らない部分	

凡 例	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	